

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和7年4月1日現在)

- 当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
- 入院基本料について
当院の病棟別における看護職員（看護師及び准看護師）の配置は次のとおりです。

病棟	病床区分	月平均1日あたり勤務している人数		時間帯ごとの1人当たりの受け持ち数	
		看護職員	看護補助者	朝8:30～ 夕方17:30まで	夕方16:30～ 朝9:00
3階	一般病棟	14人	8人	看護職員1人 5人以内	看護職員3人で 19人以内
4階	療養病棟	9人	9人	看護要員1人あたりの受け持ち数は5人以内	看護職員1人 看護補助者2人で 20人以内

- 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制について
当院では入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに対する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制の基準を満たしております。

- 関東信越厚生局長への届出事項について

(1)入院時食事療養及び入院時生活療養費

入院時食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

(2)基本診療料の施設基準等に係る届出事項

一般病棟入院基本料（15：1入院基本料） 療養病棟入院基本料1
 看護補助加算（30：1） 看護配置加算
 重症者等療養環境特別加算 情報通信機器を用いた診療に係る基準
 医療安全対策加算2 医療安全対策地域連携加算2
 栄養サポートチーム加算 感染対策向上加算2 連携強化加算
 機能強化加算 後発医薬品使用体制加算2 認知症ケア加算2
 救急医療管理加算 医師事務作業補助体制加算1（75対1）
 診療録管理体制加算2 データ提出加算
 入退院支援加算2 療養病棟療養環境加算1 療養環境加算
 超重症児（者）入院診療加算 準超重症児（者）入院診療加算
 経腸栄養管理加算 医療DX推進体制整備加算

(3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出事項

薬剤管理指導料 無菌製剤処理料2
 脳血管疾患等リハビリテーション料（I） 運動器リハビリテーション料（I）
 廃用症候群リハビリテーション料（I） 呼吸器リハビリテーション料（I）
 麻酔管理料（I） 小児科外来診療料 ペースメーカー移植術・交換術
 ニコチン依存症管理料 がん性疼痛緩和指導管理料 検体検査管理加算（II）
 CT撮影及びMRI撮影（16列以上64列未満のマルチスライスCT）
 輸血管理料2 輸血適正使用加算 摂食嚥下機能回復体制加算2 在宅療養支援病院
 在宅時医学総合管理料／施設入居時等医学総合管理料 在宅がん医療総合診療料
 胃瘻造設術 胃瘻造設時嚥下機能評価加算 脊髄刺激装置植込術・交換術
 外来・在宅ベースアップ評価料（I） 入院ベースアップ評価料28

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術

手術件数（令和5年1月～12月）	件数
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術	0件

(4) その他届出

酸素の購入単価

- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について
当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。
ご不明な点がございましたら主治医又は薬剤師にお尋ねください。
- 退院支援について
当院では患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、入院期より退院困難な要因を有する患者様を抽出し退院支援を行っております。
- 禁煙外来について
禁煙外来（保険適用/ニコチン依存管理料）を開設しております。ご希望の方は主治医又は受付までお尋ねください。当院は病院敷地内全面禁煙となっております。
- 栄養サポートチームについて
当院では医師・看護師・薬剤師・管理栄養士などで構成する栄養サポートチーム（NST）が栄養状態の悪い患者様の把握に努め、栄養状態の改善を図ることを目的として活動しています。お気軽にご相談ください。（回診：毎週水曜日 14：00～）
- 「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について
当院では医療の透明化や患者への情報敵情を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるのでその点ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨をお申し出ください。
- 180日を超える入院に係る特別料金
同じ症状による通算の入院が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。そのため180日を超えた日からの入院は選定療養の対象となり、入院基本料の15%は特定療養費として患者様のご負担になります。
当院では入院期間が180日を超えた日より以下の金額が患者様のご負担になります。
一般病棟（15対1）…1日につき1500円（税込）
ご不明な点については入院係までお尋ねください。
- 保険外負担に関する事項について
当院では個室利用料、紙おむつ代、各種診断書料につきましてその利用回数・使用量に応じた実費のご負担をお願いしています。（詳細は別紙料金表）
- 医療安全管理者等による相談窓口について
当院では医療安全管理者等による相談及び支援を受けることができます。詳しくは受付窓口又はナースステーションにお尋ねください。